

◆入院時食事療養／生活療養（Ⅰ）

管理栄養士によって管理された食事を、適時・適温で提供しています。

また、毎週水・木・金曜日は選択メニューを実施しています。

※食事提供時間 朝食 8：00 昼食 12：00 夕食 18：00以降

◆入院時の食費（食事療養標準負担額）

入院したときは医療費の自己負担とは別に、食事の費用（食事療養標準負担額）を自己負担することになっています。標準負担額を超えた金額は入院時食事療養費として保険給付（現物給付）されます。

入院時における1食あたりの負担額 (令和7年4月1日現在)

区分		70歳未満 (1食につき)	70歳以上75歳未満 (1食につき)
一般		510円	510円
市区町村民税 非課税世帯	低所得者Ⅱ (※1)	240円 (91日目以降190円)	240円 (91日目以降190円)
	低所得者Ⅰ (※2)		110円
指定難病・小児慢性特定疾病の患者		300円	

(※1) 低所得者Ⅱとは、低所得者Ⅰに該当しない市区町村民税非課税である被保険者とその被扶養者

(※2) 低所得者Ⅰとは、被保険者および被扶養者すべてが、収入から必要経費・控除額を引いた後の所得がない場合の被保険者とその被扶養者（収入が年金のみで単独世帯の場合、約80万円以下）

※ 負担した食事の費用（食事療養標準負担額）は高額療養費の支給対象にはなりません。

◆65歳以上の方が療養病床に入院したときの食費・居住費（生活療養標準負担額）

65歳以上の方が「療養病床」に入院した場合は、食費（食事代）の負担と、居住費(光熱水費相当額)の負担が必要になります。また「療養病床」とは、慢性的な病気で長期入院するためのベッドのことをいいます。

入院時における食費（1食）/居住費（1日）あたりの負担額 (令和7年4月1日現在)

		食費 (1食につき)	居住費 (1日につき)
課税世帯	入院時生活療養（Ⅰ）を算定する 医療機関に入院している者	490円	370円
市区町村民 税非課税世帯	低所得者Ⅱ	240円 (91日目以降180円)	370円
	低所得者Ⅰ	140円 (医療の必要性の高い方110円)	370円
指定難病患者		300円	0円

※負担した食事・居住費の費用（生活療養標準負担額）は高額療養費の支給対象にはなりません。